

様式第1号（第7条関係）

玉城町家庭保育応援給付金支給認定申請書兼請求書

年 月 日

玉城町長あて

申請者(保護者) 住所 玉城町
 氏名
 電話
 児童との関係 ()

玉城町家庭保育応援給付金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

申請区分（該当する方の□にチェックマークを付けてください。）

- 新規 → 1から4を記載し、同意書に署名してください。
- 前年度から継続 → 1、4のうち変更のある事項および2、3を記載し、同意書に署名してください。

1 申請者及び家族の状況

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名		児童との続柄	
	職業・雇用形態		育児休業 給付金等	受給している ・ 受給予定 受給していない
	勤務先	(名称)	(電話番号)	
配偶者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名		児童との続柄	
	職業・雇用形態		育児休業 給付金等	受給している ・ 受給予定 受給していない
	勤務先	(名称)	(電話番号)	
	住所（申請者と異なる場合）			

2 児童の状況

児童	フリガナ		生年月日	
	氏名		満年齢	
	住所			
	フリガナ		生年月日	
	氏名		満年齢	
	住所			
フリガナ		生年月日		
氏名		満年齢		
住所				

3 支給要件の確認（該当することを確認し、□にチェックマークを付けてください。）

- 上記の児童は子どものための教育・保育給付認定、子育てのための施設等利用給付認定・玉城町認可外保育施設等利用者助成認定を受けていません。
- 申請者および申請者の配偶者は生活保護を受けていません。
- 上記の児童は里親等への委託または児童福祉施設等への入所もしくは入院せず、家庭内で保育しています。
※ 児童福祉法第27条第1項第3号または第2項の規定による措置または入所の決定を受けている期間は対象外となります。
- 居住の理由は里帰り出産等一時的なものではありません。
- 申請者および申請者の配偶者のいずれもが育児休業給付金、育児休業手当金またはその他これらに類する手当金等を受給していません。
- 支給対象者及び同一世帯内の構成員に町税等の滞納はありません。
- 申請者および申請者の配偶者は玉城町暴力団排除条例（平成23年玉城町条例第1号）第2条第1項第2号の暴力団員または同条第1項第1号の暴力団ではありません。

4 振込口座

金融機関名		支店名		種別	普通・当座
口座番号		名義人(か)			

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、支店番号をご記入ください。

<添付資料>

- (1) 申請者、申請者の配偶者及び児童の健康保険証の写し
- (2) 申請者と児童の続柄が住民基本台帳で確認できない場合、続柄を確認できるもの
- (3) 育児休業給付金等の受給申請（予定含む）がないことを証明する書類（様式第3号）
- (4) 勤務先がない場合、育児休業給付金等の受給がないことを宣誓する書類（様式第4号）
- (5) 振込先口座の通帳の写し（口座番号、名義人等が記載してある部分）

※ 前年度から引続き申請する場合、(1)は必ず添付してください。また、(2)から(5)についても変更のある事項に関する資料を添付してください。

審査・支払等に係る同意書

1. 本給付金に係る審査および支給にあつては、担当職員が必要により次の行為を行うことに同意します。
 - (1) 申請者および申請者の配偶者の育児休業給付金等の申請および受給状況について、関係機関に照会すること。
 - (2) 申請者および同一世帯者に係る住民基本台帳、町税等の課税および納付状況等、保育所等の入所および生活保護の受給に関する状況を確認すること。
 - (3) 申請者および申請者の配偶者が玉城町暴力団排除条例（平成23年玉城町条例第1号）第2条第1項第2号の暴力団員または同条第1項第1号の暴力団関係者でないことについて、調査すること。
2. 玉城町家庭保育応援給付金支給認定申請書兼請求書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届出るとともに、支給要件を満たさなくなった場合は支給の取消し等の決定に従います。
また、返還金が発生した場合は、玉城町長の指示に従い、速やかに返還します。

年 月 日

申請者氏名

配偶者氏名

（本人が署名してください）

【注】個人情報の取扱いについて

- (1) 本申請書に記載いただいた氏名、住所その他の個人情報は、玉城町家庭保育応援給付金支給認定事務を行うために使用します。
- (2) 個人情報は、上記同意書に基づく以外は原則として第三者に開示しません。ただし、法律上開示すべき義務を負う場合や、本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益などを保護するために必要であると判断できる場合、その他緊急の必要があり個人の承諾を得ることができない場合には、例外的に個人情報を開示することがあります。